## 第7回 江 府 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

平成26年9月10日(水曜日)

# 議事日程

平成26年9月10日 午前10時開議

日程第1 町政に対する一般質問

出席議員(10名)

1番 三 好 晋 也 2番 竹 茂 幹 根 3番 三 輪 英 男

4番川上富夫 5番上原二郎 6番越峠惠美子

7番 長 岡 邦 一 8番 田 中 幹 啓 9番 川 端 雄 勇

10番 森 田 智

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

#### 事務局出席職員職氏名

事務局長 — 加藤泉

## 説明のため出席した者の職氏名

町長 一 —— 竹 内 敏 朗 副町長 —— ----- 白 石 祐 治 一 加 藤 泰 巨 総務課長 ―――― 瀬 島 明 正 教育長 — 奥大山まちづくり推進課長 矢 下 慎 二 住民課長 ―――― 山 川 浩 市 福祉保健課長 — 川 上 良 文 建設課長 — 梅林茂樹 農林課長 — 下垣吉正 奥大山スキー場管理課長 川 上 豊 会計管理者 -一森田哲也 教育振興課長 ———— 篠 田 寛 子 ---- 石 原 由美子 社会教育課長 一

### 午前10時00分開議

○議長(川上 富夫君) おはようございます。

本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

ただいまより平成26年第7回江府町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

### 日程第1 町政に対する一般質問

○議長(川上 富夫君) 日程第1、町政に対する一般質問。

質問者の順序は通告順のとおり日程に従って行います。

なお、質問方式は1項目ごとに質問と答弁で進行しますので、再質問、再々質問があればその 都度行います。

なお、一人につき質問、答弁を含めて60分を目途に行います。

質問者、三好晋也議員の質問を許可します。

1番、三好晋也議員。

〇議員**(1番 三好 晋也君)** おはようございます。早速質問に入らせていただきます。

本日は江府町総合計画について、昨年12月に引き続き質問をさせていただきます。前回、この江府町総合計画についての質問は計画の進捗状況はどうかとお聞きしたところ、町長の答弁では80%ぐらいは進捗、達成できたということでございました。今現在、恐らくかなり進捗率は上がっていることだと思います。なぜならば、この計画も27年度をもって終わるからであります。成果の把握についていえば、財源が確保できたから、あるいは補助金がついたからいうことで事業が計画どおり実行できたということであろうかと思われます。

しかし、私は個人的にはいま一つ物足りないものを感じております。というのも、計画に数値目標が入れられてなかったために、結果として数字上の把握ができないということであります。 1つの事業を実施したことにより住民の生活はどう変わったか、住民の福祉がどれだけ向上したか、具体的な数字が計画書からは見えてこないということであります。数字はある鍵です。この際、平成28年度以降の次期江府町総合計画には全ての項目に数値目標を掲げ、計画書の中に盛り込んでいくと考えます。町長の御所見を伺います。

もう1点、28年度からスタートするに当たってもうそろそろ準備を始める時期に来ていることだと思います。もう既に準備始まっているかもしれません。今から来年27年度、1年以上か

けて作業なるかと思われます。議会においても計画の策定に積極的にかかわっていくべきという のが私の個人的な考えであります。今後開かれる定例議会、臨時議会の場を通じて計画の策定状 況の中間報告を要請するものであります。町長の御所見をお伺いいたします。

- ○議長(川上 富夫君) 答弁を求めます。
  竹内町長。
- ○町長(竹内 敏朗君) 三好議員のほうから総合計画につきまして御質問いただきました。1点目は数値目標を掲げたほうがきちんとしてわかりやすいだろうと、私もそのように思います。それともう1点が中間計画策定中でございます、後ほど説明いたしますが、そういう状況の中で議会にも報告をしていただきたいという2点だったというふうに思います。

答弁を申し上げたいと思います。地方分権の流れの中、平成23年5月に地方自治法の一部改正がございました。総合計画の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の判断によることとなりました。しかしながら、本町におきましては将来の町の指針となる総合的な計画は必要であると考えております。平成27年度末で終了する現在の総合計画をどのような形で引き継いでいくのか、ことしの4月から副町長を中心に職員で構成する未来ビジョン策定プロジェクトを町内で立ち上げ、議論を進めていただいております。まず、役場内部であり方を十分検討し、報告するよう指示をいたしておるところでございます。この報告をいただきました後、調整をし、執行部としての案を整備をしていきたいというふうに考えております。

また、計画の中には国策におきましても人口減対策、地方創生など新しい政策も動いているわけでして、日に日に変化をしておりますから、なかなか取りまとめに対します時間も要するものと御理解をいただきたいと思います。

また、平成24年6月に議会でも江府町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、 基本構想及び総合計画の策定、変更または廃止に関するものは議決を要する旨の議員提案での条 例を制定をいただいております。私どもはこの条例に従って議会に提案をし、議決を経ていくと いう手続になろうというふうに思っております。

今後、新たな計画の策定に向けては方針、内容、策定後のローリングの方法等につきまして御 指摘をいただいた点を踏まえ、議員の皆様に随時提案をし、御意見をいただきながら進めたいと 思っております。なお、プロジェクトから報告等がございましたときには公表すべきは公表すべ きで情報提供をしていければというふうにも考えているところでございます。なお、数値化につ きましては全部数値化ということはなかなか難しい項目もあろうと思います。ただ、住民の皆さ んを初めわかりやすいというのはやはり数字で、例えば100を目指すと、現在80になったと いうような表示の仕方ができるものは努力していく必要があるし、わかりやすいではないかと思っております。可能な項目についてはしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。答弁にかえます。

- ○議長(川上 富夫君) 再質問があれば、許可します。 三好晋也議員。
- ○議員(1番 三好 晋也君) 先ほどは触れませんでしたけども、通告書にはローリングという言葉を入れております。私の考えでのローリングというのは10年先の数値目標があり、年々、竹内町長からも国の施策等々がリンクすることはあるということでありましたけども、当然変化はするもんです。それを達成状況あるいは国等の施策の変更等で当然数字も変化せざるを得ない状況は出てくると思います。これを毎年毎年上方修正あるいは下方修正、当然あるべきだと思います。それを1年1年しっかりと数字を見ていくことが非常に大事なことじゃないかなと思います。

例えば一つの提案なんですけども、住民の福祉、生活向上、これなかなか具体的にどうやって数字をとるんだということもあるかと思いますけども、1つの方法としてはアンケート、住民満足度、私が以前勤めてました企業では顧客満足度、カスタマーサティスファクション、これはお客様アンケートによってそのお客様満足度を図り、それを成果とするというやり方もございます。そういう形でちょっと考えれば数値目標の設定、いろんな数字もデータ化できるかと思います。それに対する1年ごとのローリングということができるんじゃないかなというふうに思います。それをひとつ考慮していただいて、ぜひいい計画書というのを立てていっていただきたいというふうに思います。

- 〇議長(川上 富夫君) 竹内町長。
- ○町長(竹内 敏朗君) 先ほどおっしゃいました内容等も十分検討させていただく材料にしたい と思いますので、よろしくお願いします。
- ○議長(川上 富夫君) 再々質問があれば許可します。
- ○議員(1番 三好 晋也君) 終わります。
- ○議長(川上 富夫君) これで三好晋也議員の一般質問は終了します。
- ○議長(川上 富夫君) 続いて、質問者、竹茂幹根議員の質問を許可します。2番、竹茂幹根議員。
- 〇議員(2番 竹茂 幹根君) この間、光のNTTですか、来られて、光を使ってのテレビの映

像等について説明があったようですが、それはそれとしてあと1年すれば、2年先か、ちょっと 明確にはなっておりません、それはそれとして私は前からずっと言ってましたのはやはり身近な 形で情報の提供を、意見を持ってやったらいうふうに考え方を、意見を持って3月の質問におい て、町長の映像による住民への提供は大切なことだと、こういうふうな答弁でした。

そのことからして、一日でも早く議会の情報あるいは町内の出来事、これを映像による提供が最も住民にわかりやすいいうことについては、そういうことを早く認知してもらって、こういうふうに思います。この間の説明で2カ所にビデオカメラを置いて、そうしてちょっちょっとやればもう大体できるんじゃないかと撮影が、そういうことですからそのことをもってCDにして、例えば全家庭で配るんではなくしても、ちょうどジャスコのほうに行きますと、ジャスコの宣伝ですが、大きなビデオの中でずっと流しっ放しでその情報を、店の中の情報を流しています。それと同じような仕組みで今の防災センター及び診療所の待合室、そういうところに設置して情報を提供したらよりいいんじゃないかなと、こういうふうに考えておるところです。そういう情報提供はいかがなもんでしょうか。竹内町長の見解をお聞きします。

- ○議長(川上 富夫君) 答弁を求めます。 竹内町長。
- ○町長(竹内 敏朗君) ただいま竹茂議員のほうから町民の情報をビデオで提供できないかと、端的に言いますと議会の例が出ましたけども、ビデオに撮ってそれをCD化して、機械を置いて防災情報センターと診療所で見れないかということでございました。それも一つの方法ではないかと思います。ただ、ビデオを撮る労力、またそういうような目先は対応できると思いますけども、映像で提供するということはお互いに御理解があると思います。私も映像で一日でも早くお伝えをするということは必要だというふうに思います。現状では議会のほうからもホームページなりの指摘もございました。情報伝達が遅いではないかと、十分ではないという御指摘でございますから、今ホームページ等についても職員に強い指示を出させていただきながら、今、方法等を具体的に進めてるところでございます。

さて、正確な情報伝達やスピードが十分といえてないというのは間違いございませんし、映像で提供したいということはお互いの認識として共通の認識だろうということだと思います。できましたら私としては一部の人だけじゃなくって、送れる光ファイバーという大きな投資をさせていただいておりますから、これを使いまして全家庭に配信をできるだけ早い時期にさせていただく方法がいいのではないかということで、先般も西日本のNTTのほうからデモンストレーションということで議会と一緒に私も見させていただきますし、以前はインターネットの加入者しか

見れない状況でしたけど、今度はそうじゃないよということでございます。現在、町ではそのシステムを導入するように財源の調査なりを進めておるところでございます。できれば一日も早くという思いでおるところでございます。

そういうことを考えますと、取材をする労力、配信をする部分ということを考えますと二重になるのではないかという状況もございます。思いは十分理解をいたしておりますけども、できるだけ、一つはイオンの話されましたけど、じゃあ診療所の待合室でずうっと同じものを流していけるかといいますと、やっぱりお客さんとすれば見たいときに見たい、またほかの番組も見たい、そういう変化がどうしても必要になってくるんではないかというふうに考えますと、結論から申しますと、全世帯に配信できるものを一日でも早くという思いで進めさせていただければ幸いだというふうに考えております。ビデオも一つの方法だということは十分理解はしておりますけども、全世帯にできるだけ早くという思いのほうが強いところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(川上 富夫君) 再質問があれば、許可します。 竹茂幹根議員。
- ○議員(2番 竹茂 幹根君) さっきの答弁、私は質問し意見を伺ったのは、そういうことができるまでの可及的措置としてそういう方法がいいじゃないかと、言葉足らずですから十分に理解できないとは思うんですが、そのことについては一日も早く映像をもってそういうふうにすると、そうして今、町長がおっしゃったように、ずっとかけっ放し、それもやり方がある、それは協議すればいい、こういうふうに思いますし。また、撮影の方法について今のNTTさんが言われた、労力が要るっていう、これはじゃあそのことをどういうふうにしてやるのかということを協議し、検討していけばいいじゃないかとか。だからその全世帯にこういう1年先になるか2年先になるかちょっとそのぐあいわかりませんし、この間もある議員さんが1億、2億かかるとするならば、これだけのいわば町の予算をあれして、ほんにそこまですることが必要だろうかというような意見も言っておられた人もあるだろうし、だからそれまでに情報を提供するということは不可能か可能か、しようと思えば私はできるんじゃないかということや、あとは協議すればいいじゃないでしょうかというふうに思っております。いかがでしょうか。
- 〇議長(川上 富夫君) 竹内町長。
- ○町長(竹内 敏朗君) しようと思えばということでございます。それはそうでございますけど、 私としては選択として全世帯へ送信することをやっていきたいということでございますので、御 理解をいただきたいと思います。

- ○議長(川上 富夫君) 再々質問があれは、許可します。
- ○議員(2番 竹茂 幹根君) これで終わります。
- 〇議長(川上 富夫君) では、次の質問を行ってください。 竹茂議員。
- ○議員(2番 竹茂 幹根君) 質問項目は前にも質問をしてることと重複するかもしれませんけ ど、私としては新しい見解においてちょっと質問をしたいと、こういうふうに思って、再度同じ ようなことを質問することとしたいとして通告しました。

私は住民の声を代弁して質問をしようと思います。住民の声をどう町長、執行部、あるいは議員さん、町民の皆さんにどう届いていっているだろうかと思います。住民の声、声なき声をどう受けとめておられるのか、こういう声受けとめておられるのか、ああいう声いうふうに受けとめておられるのか、どう受けとめておられるんでしょうかと、そう思いながら質問に移らせていただきます。

さて、奥大山スキー場雪崩事故で町の委託で現地調査をした専門家の中間報告書あるいは報告書をちょっと見ました。それによりますと、中間報告の中においてスキー場関係者の雪崩に対する認識の甘さが事故につながった可能性に言及してあります。また、記録的な積雪による不幸な事故としながらも、関係者が認識不足から1度目の雪崩を危険信号と捉えることができなかったとも指摘がしてあった。

この中間報告書は事故による雪崩事故の約2カ月後の中間報告であります。既にその2カ月後において、先ほど言いましたような雪崩に対する認識の甘さというものが指摘してあると、示談、和解は住民へのあるいは町報の報告書を見ますと、示談があった後に和解がなされているだろうと思うんですが、その第1回の和解が松江簡易裁判所において6月28日だったと記憶しておりますが、6カ月後の日において和解交渉を、第1回がなされています。

2 カ月後には既に雪崩に対する認識と、こういうことだということは中間報告としてなされていながら、示談、和解への取り組みも、町は雪崩は自然災害、管理責任はない、そして災害補償は判例でも自然災害であるについては判例で最高額の 3 , 0 0 0 万と、だから最高額の 3 , 0 0 0 万として補償いたします、そういう原則をもって、そういう考えをもって和解、示談の交渉をされていくんじゃないかと思うんですけど。(「経過はみんな知っちょう」と呼ぶ者あり)したがって私は示談、和解での努力不足は私は免れない、こういうふうに思うわけであります。そして、その結果、1 2 月において 3 人の和解参加者遺族、3 人とも最初は和解不成立、和解拒否をされておるわけです。

- ○議員(9番 川端 雄勇君) その経過は知っちょうで、大体みんな。その点どんどん端的に、 議長、質問させないや。ちょっと……。
- ○議員(2番 竹茂 幹根君) それで、この和解から訴訟に、和解不成立から訴訟に至った経緯として何度も言うわけですけれども、町は原告の主張に対して争う、そういうことで最終的に判決は人為災害、管理責任を認め、2人の遺族に対してそうでしょう、1億1,000万円の損害賠償の判決で町は敗訴しているわけであります。人為災害、損害賠償の判決の指摘をされていながらも事故のあった2カ月後に最後まで自然災害、管理責任はない、こう争った責任は非常に重大だと私は思うわけであります。このことについて再度、町長のどうこれを受けとめておられるか答弁を。(「何遍もする」と呼ぶ者あり)

次に、日本海新聞によりますと、2年前の3月の記事です、川上富夫議員が進退を伺ったのに対し、竹内町長は雪崩死亡事故の責任の所在を明確にすることは町の最高責任者としての責務、 任期満了をもってけじめとしたいと答えておられます。これがあの新聞に載っていると思います。 和解不成立に起因した最良な私は判断、さすが町長と敬服した次第と。

2012年、その年の3月の22日、その20日ほどたった記事において日本海新聞は「竹内氏、一転出馬、スキー場事故のけじめを」との見出しであります。そして、竹内氏は事故の責任をとって出馬しない考えであったが、町長となって事故の責任をとの声もあるので、熟慮した結果、出馬を決めたという。そして、再選されたならば、遺族の方々との補償問題などを事故のけじめとして、けじめをしっかりととらせていただきますと話したいう2つの新聞記事であります。私は、事故のけじめをしっかりととらせていただきたいという言葉を私なりに解釈した場合、最初の新聞であるとおり、やはりけじめをするのが責任者としての責務、こういうふうにおっしゃってることからすると、一応町長となって、そうしてその責任を果たし、けじめをしたいと、これが2回目の新聞、立候補された点であろうと思うんです。そういうことからしますと、判決によって一応けじめいうか終結したわけです。損害賠償も払ってあります。だから終結しております。(「してない」と呼ぶ者あり)それで、だから判決により事故の所在が明確になったと思うんです。補償もまた完済いたしました。最高責任者としての責務をどんな形でけじめとされるのか、私は最高責任者の出処進退、重要なけじめであると、こういうふうに思っております。そのけじめを町長はどうお考えでしょうか。

- ○議長(川上 富夫君) 答弁を求めます。 竹内町長。
- 〇町長(竹内 敏朗君) 竹茂議員からスキー場雪崩事故につきまして再々の質問をいただきまし

た。私も議事録をとりまして、6月の答弁等を見ました。経過については改めて申し上げません。順次、事故発生時からきちんとお伝えをしております。ただ、受け取り方を竹茂議員は竹茂議員の受け取り方をされてるというふうに思いますので、それぞれについてどうこうは言わないつもりですが、ただ、人為災害とか努力が不足しているということは私は心外に思っております。6月のときにも申し上げてきたとおりでございます。

ただ、報告書の中のお話がございました。私も報告書の一文を読み上げてみたいと思います。 平成23年5月18日、最終報告、この専門家は中立の立場で対応をいたしております。町の味 方、遺族の味方ということではなくて、自分らの専門知識の中で判断をされてるというふうに思 います。以下のような報告を受けております。

心理学的観点からの考察のまとめの中で、事故当日は朝から近年にはない大量の、しかも質の違う軽い雪が降り続いて、いつもとは違う異常事態が既に始まっており、さらにその上に雪崩が起きたとあれば、危険かもしれないと思うのが普通ではないかと考える人もいるかもしれない。しかし、それは後から全ての情報を知った上で客観的に見ているからそのように考えられるのではないだろうか。結果的には2010年12月31日から降り始めた雪は異常気象により約50年ぶりの大雪となり、各方面で甚大な被害を出したが、もしその場にいたらそんな歴史的な大雪が降っているのがまさにきょうその日だと思えるだろうか。奥大山スキー場ではこれまでゲレンデで雪崩が起きたこともなく、また雪の重い西日本では表層雪崩が起きる機会はそう多くないので、これは特別なことではなく、よくある行きずりで危ないものではないかと考えたのはごくごく自然な思考の流れだったと思われるとの報告を受けております。

そのような状況の中で、いろいろございますけども、結果的に判決の中でも4割は自然災害、ただ、十分な危険予知能力とか、人材育成とかそういうものは足らなかったではないかという御指摘も正直受けております。ですから、災害自体はあくまでも自然災害ということは共通の認識であります。ただ、管理責任という部分で人材育成とかそういう危険予知の能力の向上とか、そういう部分は不足しておったということを指摘を受けております。そのようなことでございます。ただ、私の管理者の責任といたしましてということでは6月にも言いました、私の人生にとっては本当に4名の皆さんのとうとい命を失ったということは一生涯の忘れ得ない出来事であったというふうに思っておりますし、機会あるごとに御遺族の皆様にはおわびを申し上げてきたところです。

専門家の指摘に対応すること、まず、二度と災害を起こさないこと、これが私の最高責任者と しての一つの責任ではないかと思います。これについては議会の御理解も得まして、防護栅、ま た自動気象観測システム、監視カメラ等の設置を早々に対応をさせていただいて、全国でも安全なスキー場と誇れるスキー場にしたところでございます。そして、職員、パトロール員を初め職員の意識向上、人材育成等につきましても専門家を派遣を受けていろいろ備品等も備えながら対応いたしております。これも私の責任の一つで果たさせていただいてると思います。また、責任の一つとしては平成23年7月からは給与30%削減を実施をして、その最高責任者としての意思を表示させていただきました。これには江府町として議会並びに職員の皆さんにもその一端を担っていただいております。感謝を申し上げたいと思います。

そして、事故補償の支払いも終わったところでございます。こういうことで一つの区切りといいますか、そういう状況が出たので、本年7月から、5月からですか、給与30%カットの処分を自分自身に科せました。これも責任のあらわれとして対応させていただいておるところでございます。このような形で、これにつきましても議会並びに職員等も一緒に江府町としての責任の一端を担っていただいたということで感謝をいたしております。

以上、管理責任者としてはそれぞれ責任を果たしてきたところでございますし、事故の状況、補償の状況は住民説明会も開催をいたしました。参加者の数は少なかったとはいいながら、町といたしましては住民にきちんと情報を伝え、御意見を伺うという機会は十分に対応させていただいております。以上でございます。

- 〇議長(川上 富夫君) 再質問があれば、許可します。 竹茂議員。
- ○議員(2番 竹茂 幹根君) 先ほど、答弁ありました。もちろん、そう言われるのについて賛 同するものもあります。意見であります。しかし、意見の一致しない部分もあります。これをやっておれば、水かけ論、そういうことになりますから、一応そのことについては言わないつもりでおります。

追質問します。冒頭申し上げましたように、住民の声をどう受けとめておられるかっていう意味で冒頭申し上げておるわけです。そういうことからしますと、やはり社会一般的に、町長も最初は新聞の最初の面でけじめをするのは最高責任者としての責務、こういうふうにおっしゃっております。それで、住民の声はどう受けとめておられるかいうことを聞いたわけですけれども、一応、住民の声として私は一部であろうが何であろうが、住民の声としての代弁をして意見を伺います。こういうふうに思います。長たる者、例えば民間においては長たる者の最高責任者というのは会社においては社長であります。社長はその会社の利益どう上げるか、これが社長としての大きな責務、仕事であります。とするなら、会社に損害を与えたときにその責任を果たす、こ

れがけじめとして行っている通例のことであります。(発言する者あり)

それで、住民の中に、私も含めて住民に損害を与えたということは会社に損害を与えたと等しいことであると。したがって、その最初に言われたような責任のけじめを果たすいうことは大切な最高責任者としての責務ではないでしょうかということであります。(「で、責任とって対応しただがん」と呼ぶ者あり)町長に聞いてます。それで……。

- ○議長(川上 富夫君) 以上ですね。 では、再質問、答弁お願いします。
- ○町長(竹内 敏朗君) 先ほど申し上げました3つの点で私の最高責任者の責任として対応してまいっております。(「そうだ」と呼ぶ者あり)なお、私にも住民の声はたくさんございます。よろしくお願いします。
- ○議長(川上 富夫君) 再々質問があれば、許可します。 竹茂議員。
- ○議員(2番 竹茂 幹根君) 続いて、同じような質問ですけれども、内容は違いますけれども …… (「えっ」と呼ぶ者あり) 私のこういうふうにも思う、住民もこういうことも言ってくる、 つまり内容は違うけれども、大阪市長、市民に問うということで辞任して選挙に出て、みそぎを 経て信任を得てそういう引き続いて、そういう責務を実行していくと…… (「橋下は橋下だ」と 呼ぶ者あり) いうことを言ったんです。内容は違うけど、私は住民の中にも一度このけじめをつけられて、そして辞任して、そして再立候補、つまりみそぎを受けられたらどうだろうかと…… (「必要ないです」と呼ぶ者あり)こういうことを思うので、町長の考えを聞きます。
- 〇議長(川上 富夫君) 竹内町長。
- ○町長(竹内 敏朗君) 私は私の考えで進めさせていただきます。残された2年の任期がございます。精いっぱい住民のために頑張っていきたいと思っております。(「はい」「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり)
- ○議長(川上 富夫君) これで竹茂幹根議員の一般質問は終わります。
- ○議長(川上 富夫君) 続きまして、10分休憩したいと思います。

午前10時45分休憩

午前10時55分再開

○議長(川上 富夫君) 再開します。

続きまして、質問者、三輪英男議員の質問を許可します。

3番、三輪英男議員。

○議員(3番 三輪 英男君) そうしますと、最後の質問者として与えられた時間内で簡潔に質問していき、また簡潔に御答弁いただければありがたいと思っております。

まず、第1点といたしまして、町職員及び教職員全般に対してのメンタルヘルス対策についてお尋ねをしたいと思います。地方自治体職員の業務はその職員定数の枠の中で日ごろの業務に精励され、町民の福祉の向上に寄与されていることは住民がよく承知しているとこでございます。しかしながら、役場職員といえども、過度の業務、また過度の責任分担による精神的障害等の疾病を余儀なくされる方が以前よりふえてまいっていることは他町村でもよく耳にする時代でございます。このことは数多くの地方自治体の共通の問題として取り上げられております。地方公共団体にとってこのメンタルヘルス対策は重要な事柄であります。

ある調査によりますと、多くの団体でメンタルヘルス対策に取り組むには、まず健康管理計画を策定するとか、必要な事業所産業保健スタッフを確保するとかのメンタルヘルス対策を整備した上で具体的な方策を進めなければならないと言われております。職員研修の実施状況では一般職員を対象とした研修は都道府県では91.5%の実施、町村では28%という対応の数字でございます。相談窓口での職員専門家の配置、産業医でしょうか、は市町村で40%にも達しておりません。そこで、質問の要旨に上げております労働安全衛生法に則した対応並びに各種の対策、そして事案に対する対処法についてまとめて町長の御見解を伺います。

同様に教職員に対する質問事例として、最近、先生方の精神障害が教職員の削減や仕事量の増加、また、苛酷な労働環境、教育委員会との関係などがあるのではないかという指摘もされております。

具体的には鳥取県では次のように捉え、改善策を取り組んでおると伺っております。全国でも精神性疾患による病気休職者は年々増加し、ここ10年で3倍にもなるというような情報も伺っております。本県も同様な傾向であると同時に、そんな中でその背景として次の4点ほどが上げられるという指摘もされております。第1点、学校や教員に対する期待の高まり、子供をめぐる状況の問題の複雑化、そして多様化、3点として学校や教員に対する信頼の揺らぎ、4点目としまして教育の多忙化と同僚性の希薄、このようなことが上げられております。また、休職者の特徴といたしまして、子供、保護者、同僚との対人関係の悪化と業務の負担を感じておるということは上げられております。こうしたことから、鳥取県教育委員会はメンタルヘルスを重要な課題と認識し、各種研修会の開催、面接指導等々、メンタルヘルス研修会を実施するとともに各職場

の衛生委員会等を活用し、心の健康対策、過重労働対策、職場環境の改善を推進するよう指導されていると同っております。

本町におきましても鋭意努力されていることは承知しておりますが、数少ない幼児、児童、生徒の教育環境をしっかりと守り、あすを担う子供たちの健やかな成長に寄与していただき、活力ある教育現場の確立に精進していただきたいと思います。教育長の見解を伺います。

- ○議長(川上 富夫君) 初めに、竹内町長。
- ○町長(竹内 敏朗君) 三輪議員のほうから町職員及び教職員全般に対してのメンタルヘルス対策についての御質問いただきました。私からの答弁は町職員に関しましての答弁をさせていただき、教職員につきましては教育長から答弁をいたさせますのでよろしくお願いします。

まず、労働安全衛生法に則した対応についてですが、労働安全衛生法は事業者に快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保するように求めております。それを受けて町としても江府町職員安全衛生委員会を設置し、年間4回の委員会の開催を通じまして、職場環境の改善や健康管理のための施策の充実など、その実現に取り組んでいるところであります。また、私も月初めには庁内外、全職員集まって話を情報交換を含めてやりますけども、毎月、健康対策については一言を申し上げているところでございます。これは体の健康、心の健康、あわせて今申し上げてきておるところでございます。

次にメンタルヘルス対策についての委員会等の開催についてでございますが、先ほどの安全衛生委員会においてストレス対策のあり方、進め方を協議しながら、管理職の研修派遣、職員研修の実施、ストレス度のセルフチェックなどを実施しているところでございます。また、特に通院や休職が発生した場合の対応については、まず、管理職は産業医と、つまり武地先生でございます、と連携し、本人並びに家族、主治医と定期的に連絡をとることにより状況の把握に努めるようにしております。また、努めてきておるところでございます。

本人の意向並びに主治医の判断により職場復帰が検討できる段階を迎えた場合には復帰の訓練などのスケジュールの作成については主治医の意見、また職場、家族等の意向を踏まえたスケジュールを作成し、本人に無理のない復帰の訓練を行うことが必要と考えております。訓練の実施状況についても本人の了解のもと、主治医とも連絡をとりながら復職の可能性や現在の訓練、支援の妥当性を見ながら細かい対応が必要であり、より確実な復職に向けた支援を行っておるところでございますし、行ってまいりたいと考えております。

私どもの職場は町職員といういろいろな面で注目を集める職場でございますが、メンタルヘルス面も含めた環境の改善を行うことにより、職員にとって働きがいのある、より住民サービスに

貢献できる職場づくりに努めていきたいと思います。現在までも職員の中には残念ながらメンタルヘルス、病気になった職員もございます。そういう部分には先ほど申し上げた対応をしながら、特に産業医の力をかりながら復職をしていただいてる状況でございます。これからも十分注意をしながら事前の対応を進めていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(川上 富夫君) 続きまして、教育長。
  加藤教育長。
- ○教育長(加藤 泰巨君) 失礼いたします。先ほど町長のほうから答弁がございましたので、一部重複することがありますので、そこは割愛させていただきまして、小・中学校におきましては職場における教職員の安全と健康を確保するため、江府町職員安全衛生委員の一員としても各校の代表が委員を務めており、江府町全体の研修結果を各学校において啓発し、推進するようにしております。

それから、メンタルヘルス対策の委員会、会議等の開催についてでございますけれども、学校では毎月の校舎内外の安全点検によって児童、生徒の安全はもとより教職員の災害防止、それから快適な職場に向けた環境改善などを見直すようにしております。また、管理職との定期的な面談を年3回以上は実施しており、教職員の精神面についても把握するようにしております。そして、個人的、家庭的等の問題を抱えている職員とは随時面談をし、早期発見、早期対処に努めております。その他、年次有給休暇、いわゆる年休の促進、それから全県下で行っております勤務動向記録表を活用した教職員の勤務実績把握と指導、それから定期健康診断の促進、共済組合事業によりますストレスチェックを初めとしたストレスドッグ、健康相談、メンタルヘルス相談、心の悩みホットラインなどの利用促進、あるいは県教委主催のメンタルヘルス研修会等への参加等、機会を捉えて教職員に呼びかけることにより、啓発と予防に努めております。問題を発見した場合には管理職担当者を中心とした衛生委員会等の場で話し合いを進めております。

それから特に通院や休職が発生した場合の対応についてでございますけれども、現在、小学校で1名、休職はしておりますけれども、ちょうどそういった場面がありましたので、特に詳しく言いますと、校長はまず定期的に本人と連絡をとること、それから主治医や家族との連携等をとることによってあらかじめ本人の了解を得ます、そして本人の状況等を定期的に確認します。同時に本人が治療によって専念できるようにして、代替教諭の措置等、校内体制を整備します。次に、本人からの申し出で休職から復職への申し出があれば、主治医の復職訓練可能の意見を踏まえ、職場復帰訓練実施の判断をいたします。訓練可能となれば、職場になれる、仕事の内容にな

れる等考慮して主治医、本人、校長、県教委等を踏まえた復職支援検討会で職場復帰訓練計画、 大体 6 週間でございますけれども、これを作成し、訓練を実施します。同時に校内でも全校的な フォローアップ体制を整備いたします。そして、訓練の実施状況を踏まえて県教委の健康管理審 査会において本人の面接審査が実施され、復職となるというふうな次第でございます。ただし、 訓練の途中で中断をしたり、あるいは面接審査結果で復職不可となったような場合には療養を継 続することになります。また、復職した場合にも再発防止に努めるために健康管理審査会が示す 管理区分をもとに本人の同意を得て、勤務制限等について職場での共通理解を図ったり、勤務制 限範囲内で徐々に通常勤務に近づけたり、定期的に健康管理審査会からの助言を受けたり、県教 委が本人と面接して校長と情報交換等を行い、よりよい支援につなげたりします。

学校教育と申しますのは教職員と児童、生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、教職員の心の健康、いわゆるメンタルヘルスの保持増進は学校教育の円滑な実施に不可欠でございます。今後とも管理職に対し、教職員の心の健康について十分留意するよう指導してまいりたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

- ○議長(川上 富夫君) 再質問があれば、許可します。 三輪議員。
- ○議員(3番 三輪 英男君) それぞれが町長、教育長さんに御回答いただきまして、ありがとうございました。

本当に心の病というものははた目にはなかなか見づらい面もあるように感じられます。いかに その立場のケアを十二分にしていただくということが大事だと思います。また、教育長さんのほ うから言われましたような課題は休職中の先生も一日も早く復職されることを心からお願いする ものでございます。

そこで1点だけ、実は鳥取県市町村教員共済組合には5分でできる自己診断ということで対応 しております。ウエブ診断といいますか、簡易自己診断ということがありますので、こういうこ ともやはり自分がちょっとこういう感じで悩んでるんだけどどうかということも、せっかくこう いう組合に出てますので、御参考にしていただいて、早い時期に対応していただければありがた いというふうに思います。以上です。

- 〇議長(川上 富夫君) 竹内町長。
- ○町長(竹内 敏朗君) 市町村共済組合、私も責任者を務めておりますけど、ストレス度チェック表ということは必ず全職員に配って、自分で自己診断をまずするということは積極的に対応させておりますので、よろしくお願いします。

- ○議長(川上 富夫君) 再々質問があれば、許可します。
- ○議員(3番 三輪 英男君) 結構です。
- ○議長(川上 富夫君) じゃあ、次の質問を行ってください。
- ○議員(3番 三輪 英男君) 続きまして、危機管理体制の再構築といいますか、リスクマネジメントについての質問でございます。平成25年7月15日、忘れもしません、江府町におけるゲリラ豪雨のため多くの被害を受け、そして災害復旧に最大限努力を傾注し、作業が行われております。しかしながら、今のその災害からの完全復帰はなされておられない状況かと思います。

そんな中、先月広島で起きた集中豪雨による土砂災害発生時、多数の犠牲者を出し、そしていまだにお2人の行方不明捜索が続けられておりますことは先刻皆さん方も御承知のことだと思います。犠牲者の方々には心からお悔やみ申し上げます。まさしく自然災害の恐ろしさと災害の予見の難しさを改めて突きつけられた感がいたします。災害は時と場所を選びません。過去の災害の教訓を生かして、防災等の備えを十二分に検討しながら本町の危機管理体制を構築されることを望みます。

そこで、危機管理体制の再構築についていわゆるリスクマネジメントの対応に関し、扱いをしっかりと検証するために行政を取り巻く環境の変化が大きく高まりを見せております。例えば、住民意識の変化といたしまして、納税者意識の高まり、行政オンブズマンの活動活発化、行政訴訟の増加、個人情報管理意識の高まり、また社会環境の変化といたしまして、業界慣習、宣伝主義の崩壊、内部告発の一般化、環境問題の重要視、ITの一般化、そして社会的責任の重視などが上げられます。行政環境の変化といたしましては、税収入の減少もありますでしょうし、補助金の減少等もありましょう。また、市町村合併の促進、リストラの波及等々が上げられるように感じがいたします。そういう状況の中で危機管理をいかに構築していくことが大変かということもうかがえます。

そこで、大きく報道されておりませんが、島根県は一昨年、中国電力島根原発の事故を想定した広域避難計画を発表いたしております。その案によりますと、原発から30キロ圏内の全住民39万6,000人を避難させ、避難先として受け入れ施設が確保できた島根、岡山、広島3県61市町村を指定しておられます。また、避難対象は30キロ圏内にある松江市全域と出雲市、安来市、雲南市のうち受け入れ先は島根県中西部に約12万5,000人、岡山県27市町村に約10万人、広島県22市町村に16万人という計画もあるようでございます。

しかし、これらの避難先が災害で急遽受け入れ困難となる場合を想定し、鳥取県内9町村を予備避難先1万5,000人とされております。9町村の内訳といたしまして、松江市の避難住民

1万人を日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町と、安来市の避難住民 5, 000人を若桜町、智頭町となっております。予備避難先とはいえども、東日本大震災の状況を 鑑みるに想像をはるかに超えることも考えられます。極めて大事なリスクマネジメントの事柄と 考えますが、現時点での町長の御見解をお伺いいたします。

- ○議長(川上 富夫君) 答弁を求めます。
  竹内町長。
- 〇町長(竹内 敏朗君) 三輪議員さんのほうから危機管理体制の構築等につきまして質問をいた だきました。平成23年3月の東日本大震災の発生以来、私どもは大規模災害に対する備えの再 検討を迫られ、地域防災計画の見直しなどその対応を行ってきたところでございますが、昨年7 月の本町の豪雨災害、先月の広島の土砂災害に見られるように近年の気象は私どもの想定を上回 る規模の災害がいつどこでも起き得る状況となってきております。こうした状況はいわゆるハー ド面の防災対策を進めていくことはもちろんですが、それ以上に災害の発生可能性に関する情報 をいち早く的確に住民の皆さんへお知らせすることがますます重要になってきてると考えていま す。鳥取県と連携した災害情報の入手、整理・分析、判断・伝達の方法について検証を進めてま いります。また、それとともに大事になりますのはそうした情報を受け取る側となります住民の 皆さんの自主防災の取り組みでございます。本町でも先般、大雨警報が発令されたときに避難準 備情報を発令をさせていただきました。今までかつて発令したことはございませんが、初めて発 令をさせていただきました。西部地区で本町だけでございましたけども、つまりどこで発生して もおかしくない状況なので、住民の皆さんに危険が迫ってますよという情報提供、準備を始めて くださいねという意識を持っていただきたいという思いで発令をさせていただきました。広島で もございました、避難勧告が遅かった、避難指示が遅かった、東京、伊豆大島でもそういう状況 がございます。今、盛んに市町の避難判断というものがより早く、例えば万が一そのような必要 がなかっても、よかったねと言える環境づくりということを迫られておりまして、的確な判断を していきたいと思っております。

やはりハザードマップを各集落にお配りをしておりますけども、災害時に地域で一番早く行動できるのはその地域に住んでおられる住民の皆さんでございます。役場が1次配備、2次配備、3次配備を行いましても、全町を把握するにはなかなか十分ではございません。各集落における自主防災組織がいち早く動いていただくことが重要ではないかと思ってます。

現在、江府町内には土砂災害防止法に基づく土砂災害特別区域、いわゆるレッドゾーンの指定 対象となる区域が123カ所あります。これらの区域の今後の指定とその防災対策のあり方につ いて関係集落と協議を進めてまいりたいと思います。住民の皆さんと連携できる防災の取り組みを進めてまいります。この機会にレッドゾーン、広島でも議論がございました。そういうことでございますけど、なかなか指定は最終的には町長が住民の意見を聞いた上で指定をするということでございまして、広島の災害を受けまして鳥取県からも強く江府町も指定に向けて御理解をいただきたいということがございます。今後、区長さんに集まっていただいたり、特に集落の3分の2以上が土砂警戒区域レッドゾーンに入った集落がございますので、そこの住民の皆さんとの意見交換をしながら、私としては指定ということで進めてまいりたいなという思いでございます。ただ、指定区域に入りますと、建てかえをしたりいろいろするときに規制も入ってまいります。例えば、今までどおりの改築はできない、例えばコンクリートで擁壁を打たなければいけない、余分な投資が要ると。ただ、県も補助はございますけども、やはり経済的負担もふえるわけでございます。そういうことでなかなか御理解が得られないところもございますけども、やはりこれだけ災害が多く発生しますと、レッドゾーン、危険区域ですよという認識を高める意味でも指定ということは必要になってくるんではないかと思っております。

どうしてもハード事業はおくれがちになっております。レッドゾーンをイエローに解消するためには砂防、治山、施設が要るわけですけど、やはり予算の限りもございますので、どうしてもそういう部分がおくれているところでございます。意識の高揚を高めるためにも、私としては御理解が得られた部分については指定を進めてまいりたいなという思いでいるところでございます。

次、島根原発のお話をされました。これは鳥取県広域住民避難計画に位置づけられておりまして、質問の中でもおっしゃったとおりでございます。米子、境港市の30キロ圏内の住民約7万3,000人の避難は鳥取県東部、中部に避難を行い、島根県から避難者の受け入れが要請があった場合や観光客の一時避難、滞在者の受け入れが必要な場合に備えて、先ほど申されました予備枠として1万5,000人の受け入れが江府町初め鳥取県西部地域、若桜町、智頭町に確保されております。その中で江府町としては約2,000人の枠が確保されていますといいますか、計画に入ってるということでございます。実際の発動はあってはならないことではございますけれど、住民の皆さんの協力を得なければいけないと思っています。ただ、私ども西部の町村会の中で話をしますと、私どもの町も50キロでございます。じゃあ、30キロの人を受け入れるのか、自分の町の住民の避難はどっちなんだと。2,000人来ていただいた、江府町にはみんな避難していなかった、そういう事態もあり得るだろうと、なかなか計画どおりということではどうなのかなという疑問も意見交換をしているのも現実でございます。数字的には計画にそのように入ってますので、お伝えをし、答弁にかえさせていただきたいというふうに思っているところ

でございます。

- ○議長(川上 富夫君) 再質問があれば、許可します。 三輪議員。
- ○議員(3番 三輪 英男君) ありがとうございました。備えあれば事ができますので、入念に対応のほうよろしくお願いします。

それで、1点だけ、この島根原発、江府町そのものも危ういということも考えられるということを今、町長言われましたけども、実は米子市が平成25年5月に広域市民避難計画というものを出されております。その中でスクリーニング、これを江府町の町立総合体育館、その場所を提供ということで当然入っておりますけども、スクリーニングはどういうものかということも私もよく承知しとらんもんで、ちょっと出して調べてみますと、原子力施設周辺の地域住民等が原子力災害の際に放射能汚染の検査やこれに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、救護所において国の緊急被曝医療派遣チームの協力を得て身体表面に放射性物質が付着している者の振り分けを実施すると、これをスクリーニングというというふうに言っておりますが、改めて理解が必要ですけども、先ほど御答弁にありましたように、こういった場所を設定していきながらも、やはり50キロ圏内に及ぶとなればこういうものを結局、超えていかないといけんということも想定されておりますけど、まあ……。

- ○議長(川上 富夫君) 竹内町長。
- ○町長(竹内 敏朗君) スクリーニングね、30キロ以外で行うと、例えば服のほうにこう機械で当てて、放射能がついてるかついてないかという人を見分ける場所ということで、総合体育館ということで、ただ、50キロでございますので、先ほど言ったような疑問点があるわけです。30キロの人を受け入れる、じゃあ50キロの人はじっとしてていいのかと、そういう問題はございますけども、私どもはやはり住民避難のためにチロル観光さんと住民輸送のバスに伴います災害の対応ということで協定を結ばせていただいてます。また、江府町の住民を避難いただくときにじゃあどこにということで、神戸市の魚崎協議会、東灘区の協議会と協定を結ばせて、そういうことで準備をしております。ただ、50キロは計画をつくらなくていいかということになりますと、今、鳥取県の指導では30キロを中心にきちんとやっていきたい、その後それ以外、50キロについてはということで一応県の指導で動いておりますので、また策定時期は訪れるというふうには思います。御理解をいただきたいと思います。
- ○議長(川上 富夫君) 再々質問があれば、許可します。
- ○議員(3番 三輪 英男君) 結構でございます。

- ○議長(川上 富夫君) では、次の質問を行ってください。
- 〇議員(3番 三輪 英男君) そうしますと、最後の質問項目でございます。

農政に関する質問でございまして、多面的機能支払制度の活用推進についてのお尋ねをいたします。

従来の農地・水保全管理支払制度から平成26年度、今年度に模様がえをされまして、名称も多面的機能支払制度と、内容としましては農地維持支払と資源向上支払制度といたしまして再スタートいたしました。制度のポイントといたしましては農地維持支払は農業者のみの活動組織でオーケーでございました。従前は非農業者を含むというようなこともありましたけれども、その要件は外れてまいりました。農業生産を高めるために不可欠な基礎的な保全活動を支援することなど、農業者が取り組みやすい制度でもあろうかと思います。対象活動といたしまして、地域資源の基礎的保全活動、地域資源の適切な保全管理のための推進活動、そして資源向上支払いの分につきましては共同活動と長寿命化に分離されております。地域資源の質的向上を図る共同活動とは施設の軽微な補修、農村環境保全活動、多面的機能の増進を図る活動でございます。一方、施設の長寿命化のための活動といたしまして、老朽化した水路壁のコーティング等、また未舗装の農道をアスファルトで舗装するというようなことも対象になってございます。

水路や農道を保全、補修する地域の共同活動を支援することにより、担い手の負担が減り、安心して規模拡大に取り組めるというメリットもあるかと思います。担い手の農地集積という共同 改革を後押しする効果も期待できるだろうと思われます。

多面的機能の定義におきまして、多面的機能とは水路、農道等を含め、農地を農地として維持することにより発揮されるものと思われます。国土の保全、水源の涵養、景観形成等のその機能を定義づけられております。

そしてさらに中山間地域直接支払いの対象地区においてはその組織を活用して対応もできるようになっております。また、中山間地域直接支払制度が適用できない地区の人にとっては、願ってもない制度ではなかろうかと思います。特に翌年、2015年度の農林水産予算概算要求の重点事項にも人口減少社会における農村、漁村の活動化として多面的機能支払交付金を483億円とし、中山間地域等直接支払交付金が300億円と、いわゆる逆転傾向にも出ております。予算的にも多面的機能交付金制度の活用が必要とされております。

参考まででございますが、私の集落におきましては平成25年度から農地・水保全管理支払制度を役場職員の指導のもと利用しておりまして、今年度も引き続き制度がかわりました多面的機能支払交付金制度に移行しております。金額的にはそう多くはございませんが、中山間地域支払

制度、直接支払制度交付金と合わせて、農業者、非農業者のやる気につながっております。ぜひとも集落の活性化に期待ができると思われますので、前向きな対応を期待いたします。事務的問題も若干あるようでございますが、役場職員のノウハウを最大限活用していただき、少しでも多くの地域、集落が取り組まれることを望みます。なお、平成25年度の実績では協定組織数が70、交付金支払い額は177万8,650円と伺っております。現時点での取り組みの状況と今後も積極的に推進を図っていかれるお考えをお持ちでしょうか。町長の御見解を伺います。

- ○議長(川上 富夫君) 答弁を求めます。 竹内町長。
- ○町長(竹内 敏朗君) 三輪議員さんのほうから多面的機能支払制度の活用推進についてという ことでございます。質問の中に制度の中身もおっしゃっていただきまして、ちょっとダブる点が ございますけど、御勘弁をいただきたいと思います。

本年度、農水省は4つの農政改革を打ち出したところでございます。その1つが日本型直接支払制度の創設でございます。新たに創設された農地維持支払、組みかえ名称を変更した資源向上支払、現行制度の中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援です。その中の農地維持支払と資源向上払いを合わせたものが多面的機能支払制度でございます。現行の農地・水保全管理支払交付金制度は、本町では平成25年度より、先ほど申されました7組織で向上活動の施設長寿命化を7協定、共同活動の施設管理を1協定実施をいただいてるところでございます。

多面的機能支払制度は新たに創設された農地維持支払と現行の農地・水保全管理支払制度を組み合わせ、名称を変更した資源向上支払の2本立てとなっております。農地維持支払は多面的機能を支える共同活動を支援します。支援対象は地域共同による農地ののり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動で、現在各集落で行われている水路・農道等の出役がこれであります。現在も各集落でたくさん行っていただいております。中山間協定を行われている集落においては必須事項になりますので、別に新しい取り組みを行う必要はございません。

次に、地域資源の適切な保全管理のための推進活動及び地域資源保全管理構想の作成です。農地・水保全管理支払制度からの組みかえの資源向上支払は、地域資源の質的向上を図る共同活動と施設の長寿命化のための2つの活動があるわけでございます。現行の農地・水保全管理支払交付金制度により事務の簡素化が図られたり、対象組織が期間内に計画的に活用できるように交付金の繰り越しが可能となっております。多少、手続等が緩和になってきております。また、中山間地域等支払制度と同じく協定農地を5年間、遊休農地や転用が発生した場合は交付金の返還は

当該対象面積分のみになりまして、中山間と大きく変わってきておると思います。規制が緩んで おるという状況でございます。

次に中山間地域直接支払制度と同一地区で取り組むとメリットがさらに発揮できるということでございます。中山間地域等直接支払制度の集落協定は農地維持支払に取り組む場合は、現行の組織に監査を追加すれば、そのまま移行することができるわけでございます。交付対象農地につきましても畦畔を含んだ面積となりますので、将来の農地維持管理もありますが、中山間地域等直接支払制度の協定農地をそのまま対象とすることができるところでございます。

このようなことを担当課では一生懸命、各集落を回りまして、夜間、説明をしてまいっておるところでございます。農地・水の7種協定のところにも説明に参りました。先ほどの三輪議員の出身でございます下安井にもお邪魔をしたと思います。6月5日に各集落の区長さんと中山間地域等直接支払制度の代表者に説明会を行い、8月末までに個別に各集落、18回担当が出向き、役員会や全体集会で説明を行っております。今のところ17組織が取り組むというようなことになっております。ただ、中山間地等直接支払制度が28組織ございますので、その言えば60%が今そういう状況になっておるところです。じゃあなぜ、取り組みが伸びないかということで担当課のほうで今、理由として判断してますのは、高齢化が進んでおり今後5年間の農地維持に不安が大きいということが考えられます。つまり補助金返還のおそれがあるいうことでございます。本年度が中山間地域等支払制度の3期5年目の最終年度で、次期の動向を見きわめてから、多面的機能支払を検討される組織があるのではないかと推測をいたしております。また、多面的機能支払と中山間地域等支払の協定年度がずれており、対象農地の確定が困難な部分もございます。また、組織が小規模である場合や、中山間地に比べて交付金が少なく、高齢化が進んで、組織内に会計事務を行える人材の確保が難しく、事務が大変というイメージも浸透していることも要因として上げられておるところでございます。

このようなことを何とか解消しながら、多くの組織、集落に参加をいただきたいというところで、担当課では外部委託の紹介や事務を受託できる法人や人材の確保をあっせんなどに支援をして、できない理由の中で解消をしているところでございます。本年度に限り最終申請は12月ごろですので、今後、未取り組み組織については意向調査等を行い、個別に集落に出向き丁寧な説明を行ってまいりたいというふうに考えております。

最後に、中山間地域等直接支払同様に町の負担もございます。よくこの国の制度は国が全部見てごすだけんと、それで結果的には協定結べば、自分ところに交付金が入ってくるだと、集落に残るんだという感覚がございますけど、4分の1は町費でございますので、その辺も御理解をい

ただき、農業政策の投資を町も行っているということでございます。そうはいいながら多くの皆 さんが集落が一致団結、活性化していただけることを期待するのも農業政策の一環ではないかと いうふうに思うところでございます。答弁にかえます。

- ○議長(川上 富夫君) 再質問があれば、許可します。 三輪議員。
- ○議員(3番 三輪 英男君) 大変ありがとうございました。7集落から本年も17集落ということで、着々とその成果も上がっているようでございます。答弁の中にもありましたけども、実際それを運営してるのはいわゆる紛れもなく高齢者でございまして、そしてまた遊休農地をいかになくすかということがこの保全業務も影響すると思いますので、その辺のこともリンクしながら、やはり集落の活性化につなげていければいいかなと思いますので、またさらなる行政負担も、今、町長の答弁にもありましたが、ということもまたきちんと周知徹底していただいて、よりよいそういう制度を活用しなければいけないと思います。以上です。
- 〇議長(川上 富夫君) もし答弁があれば。 竹内町長。
- ○町長(竹内 敏朗君) おっしゃっていただきましたように、担当課も夜ずっと出かけて一生懸命説明してくれてますので、できるだけ多くの組織、集落が加入いただくことを願っておるところでございます。
- ○議長(川上 富夫君) 再々質問があれば、許可します。
- ○議員(3番 三輪 英男君) 結構です。
- ○議長(川上 富夫君) これで、三輪英男議員の一般質問は終了します。

○議長(川上 富夫君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。 これをもって散会とします。御苦労さまでした。

午前11時40分散会